



社会保障制度～子育て支援が変わりました②

保育所入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所に入所できない状態にある保育所入所待機児童の増加は大きな社会問題となりました。厚生労働省の統計によれば、減少傾向にあるとはいえ、まだ解消はされていません。各市町村の対策が急がれています。

②では、その対策をみましょう。



地域型保育事業（市町村による認可事業で、保育希望の利用者が、多様な施設や事業の中から選択できる仕組みになりました。）

保育施設	事業内容
小規模保育	利用定員6人以上19人の小規模な保育施設で0～2歳児に保育を提供する。
家庭的保育	保育者の居宅などにおいて、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する。 いわゆる保育ママ
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅で0～2歳児に保育を提供する。いわゆるベビーシッター
事業所内保育	主として自社の従業員の子供のほか、地域の保育を必要とする子供にも保育を提供する

認定こども園（就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。ベースとなる施設によって、以下のように分けられます。）

認定こども園	施設内容
幼保連携型	幼稚園と保育所の認可をもつ。親の就労にかかわらず、午前は幼稚園教育、午後は保育所での保育が受けられる
幼稚園型	幼稚園が長時間保育も行う。「預かり保育」より実施期間・時間が拡大する。 （夏休み、土曜も開園など）
保育所型	保育所が教育目標が達成されるよう保育を行う。保育所の児童（3歳以上）に対し幼稚園教育を行う
地方裁量型	認可外保育施設が教育目標が達成されるよう保育を行う。都道府県が定める認定基準の施設。地域のニーズに応じて多様な施設がつけられる

いずれの種類の「認定こども園」も、保護者の就労の有無にかかわらず、一緒に教育・保育を受けられる運営をめざすことになっています。入園の手続きや利用料は、幼稚園の方法にならない、保護者と施設の直接契約が基本とされます。地域によって施設の設置が異なりますので、各市町村で確認してください。

以上のように、待機児童対策に関しては、素早い対応が取られていますが「女性の就労を促すための政策であって、育児支援には十分に対応していない。」という声も聞かれます。わが国の重要課題である少子化の解消には、もっと育児現場の要望を声にしていく必要があります。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL：092-947-9003 FAX：092-947-9192